

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1
TEL 0847-22-3211 FAX 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp (所長用)
mmc.matsuura@tkcnf.or.jp (事務所用)

URL <http://www.matsuura-apollon.jp>

3

令和7年
2025

税務

そもそも「103万円の壁」って何？

経営

「ギャップ」は成長のヒント！経営計画を活用しましょう(実践編)

経営

2026年に紙の約束手形の利用が廃止されます
進めましょう！決済手段のデジタル化

トピック

全企業が対象！改正育児・介護休業法が4月1日から施行されます

今月のことば

計画のない目標は、
ただの願い事にすぎない

サン=テグジュペリ
(小説家)

Yuki Sugiyama

そもそも「103万円の壁」って何？

令和7年度税制改正において、「年収103万円の壁」の見直しがされる見込みです。制度改正の内容を理解するために、「103万円の壁」について再確認しておきましょう。

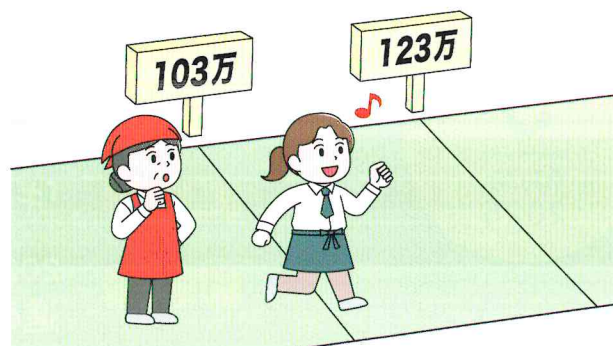
※本稿は、「令和7年度税制改正の大綱」(令和6年12月27日閣議決定)を基に作成しています。

基礎控除・給与所得控除(最低保障額)がそれぞれ10万円の引き上げに

令和6年までは、給与所得者(会社員、パート・アルバイト等)は、年収が103万円以下であれば、所得税がかかりませんでした。

「103万円」とは、基礎控除48万円と、給与所得控除の最低保障額55万円を合わせた合計の金額です。このことから、「103万円」という金額が1つの区切り(壁)のように強調され、その結果、この金額を目安として就業調整をする人も少なくありませんでした。

「令和7年度税制改正の大綱」(令和6年12月27日閣議決定)によれば、基礎控除が58万円に、給与所得控除が65万円(最低保障額)に引き上げられます。これにより、一部の人を除き所得税が減税となります。特に、これまで「103万円以内」を意識して就業調整をしていた人は、所得税の非課税の範囲が123万円まで拡大することで、働き方が変化することに



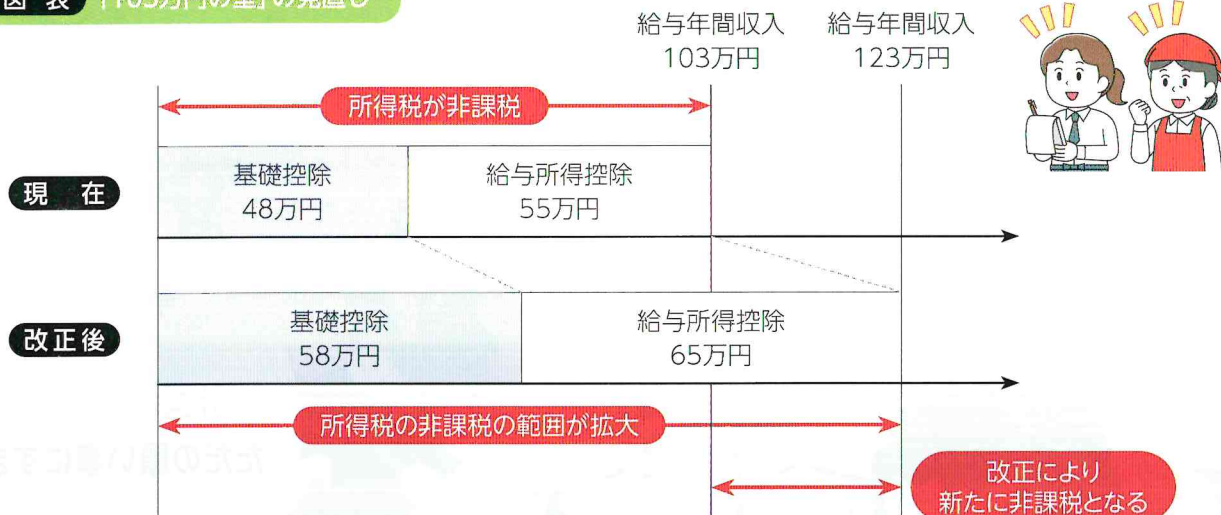
なります(図表)。「103万円の壁」の見直しは主に給与所得者を対象としていますが、基礎控除の引き上げは、合計所得金額が2,350万円以下の個人事業者にも適用されます。

「103万円の壁」が見直されるとどうなる？

「103万円の壁」の見直しによって、所得税の課税対象外となる人が増えれば、源泉徴収の対象者が減少します。

また、「103万円の壁」の見直しに伴い、扶養控除の合計所得金額要件も見直されること

図表 「103万円の壁」の見直し



になります。

「103万円の壁」の見直しは、令和7年分の所得税から実施されますが、令和7年分については年末調整での対応となり、令和8年分以降については、改正後の「源泉徴収税額表」を適用することになると見込まれます。給与計算システムの活用等、柔軟な対応ができるように準備しておきましょう。



Attention!

「103万円の壁」の見直しは、源泉徴収事務にも影響!

「源泉徴収税額表」は、企業が従業員の給与や賞与から差し引く所得税額(源泉徴収税)を計算するために使用する表です。この表を基に、給与額や扶養親族の数に応じた正確な税額を求めることができます。年末調整や給与計算における「源泉徴収税額表」の適用誤りに注意しましょう。

「令和7年分 源泉徴収税額表」の詳細はこちらから
国税庁Webサイト
(令和7年1月1日現在)



(1) 「源泉徴収税額表」の区分

「源泉徴収税額表」には、「月額表」「日額表」「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」があり、給与等の支給方法に応じて、次のように使用します。

月額表	次のような給与について使用します。 ●月ごとに支払うもの ●半月ごと、10日(旬)ごとに支払うもの ●2か月ごとや3か月ごとなど、月の整数倍の期間ごとに支払うもの
日額表	次のような給与について使用します。 ●毎日支払うもの ●週ごとに支払うもの ●日割りで支払うもの ●日雇賃金
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与(ボーナス)について使用します。 ※ただし、前月中に給与の支払いがない場合または賞与の金額が前月中の給与の金額の10倍を超える場合には、「月額表」を使用します。

(2) 「源泉徴収税額表」の使用欄

「扶養控除等申告書」の提出の有無等に応じて「源泉徴収税額表」の「甲欄」「乙欄」「丙欄(日額表のみ)」を適用します。「甲欄」「乙欄」を正しく適用しましょう。

甲欄	「扶養控除等申告書」は勤務先のうち1か所にしか提出できず、これを提出した従業員やパート・アルバイトに支払う給与について使用します。「甲欄」を使用することで、扶養控除等の控除を踏まえた税額になります。
乙欄	「扶養控除等申告書」を提出していない従業員、例えば、複数の勤務先から給与を受け取っている人等が該当します。扶養親族等の申告がないため、税額は「甲欄」よりも高くなります。
丙欄	日雇賃金の人、あらかじめ雇用期間が2か月以内と決まっている日給や時間給で働くパート・アルバイトについて使用します。

「ギャップ」は成長のヒント! 経営計画を活用しましょう (実践編)

社長の「今期やりたいこと」を数字に落とし込んだものが、経営計画です。経営計画は毎月の実績と照らし合わせてこそ、その真価を発揮します。経営計画と実績の「ギャップ」から、会社が成長・発展するヒントが見つかります。

※本稿は、『事務所通信』2024年11月号経営欄「つくってみましょう!『経営計画』」の続編です。

社長の「印象」を数字の面から点検! 「ギャップ」があればその要因を探ろう

居酒屋（11月決算）を営む田中社長と佐藤巡回監査士が、巡回監査終了後に経営の話をしています。



佐藤巡回監査士

新しい期に入り、第1四半期が終わりました。年末年始の宴会需要も一段落して一息つかれているところだと思いますが、春の歓送迎会シーズンを迎える前に、現在の業績についてあらためて「点検」しておきましょう。

社長、まずは12月から2月までの第1四半期を振り返ってみて、どんな印象をお持ちですか? 例えば、ちょっと贅沢な「プレミアム宴会プラン」の反応はいかがでしたか。



田中社長

おかげさまで、好調だったよ! 佐藤さんのアドバイス通り、「プレミアム宴会プラン」は少し高めの価格設定にしたから、実は予約が入るかどうかが少し心配だったんだけど、若いスタッフがSNSで宣伝してくれた効果もあって、新規で予約を入れてくれたお客さんも多かったかな。

ちょっと良い日本酒も選べる飲み放題メニューにして、料理も産地直送の季節感のある食材を使ったから、結果的にはお客さんも喜んでくれたね。リピーターになってくれた人も増えたし、手応えとしては上々かな。



それは素晴らしいです! では今度は、その社長の印象を数字の面から見てみましょうか。前期末につくった経営計画の数字(予算)と照らし合わせると……。売上高は予算比で115%と好調



です。客足が伸び、かつ単価もアップされたことが功を奏しているといえそうです。

ただ、限界利益率は「65%」を維持する計画でしたが、実績を見ると「61%」と下がってしまい、固定費も前年より増えた結果、目標の経常利益は達成できていません。



えっ。客足も単価も伸びたから、売上高も限界利益率もしっかり確保できていると思ってすっかり安心しちゃっていたよ。うーん、参ったな。



社長、大丈夫ですよ! 経営計画と実績との「ギャップ」から、「今どうなっているのか」「これからどうしていけばいいのか」のヒントが見つかるんです! ギャップの背景や要因を探っていきましょう。

まず限界利益率の低下ですが、社長、何か心当たりはありませんか?



限界利益率の低下か……。料理に使う素材を厳選した結果、仕入れ値がかさんでいるのかな。



昨年からは会計システムで取引先別の残高管理を始めていますので、変動費のうち「仕入」を見てみましょう。売上高の伸び率以上に伸びている仕入先は、A社、B社、C社ですね。



ああ、A社は米屋さんで値上げが原因かな。B社は野菜や卵、C社は魚屋さんだ。どちらも値上げがあったけど、それだけじゃないような……。うーん。もしかしたら、原価の計算が甘かったのかもしれない。

変動費以外の経費でいえば、スタッフの給与も上げているから人件費の増加はやむを得ないし、電気代は最近高いから気にはしているよ。その分、利益が削られているのか。



数字を見て「あれ?」と感じられたところから、原因を探ってみてください。

経営計画策定時、社長は「今期やりたいこと」として、①借入金の返済②賃金アップ③業務用冷蔵庫の買い換え——を挙げておられました。これらを実現するには、なんといっても利益の確保が必要になります。物価高・エネルギー高は続いていますし、4月から借入金の元本返済も始まります。売上高はもちろん、増加する固定費をカバーし、かつ返済原資をしっかりと確保できるだけの限界利益率についても、特に意識していきましょう。

高めの価格設定でもお客様がついてきてくれたことは味とサービスに満足している証拠でしょうから、ここを強みにしたいですね。



そうだね。せっかく増えたお客さんをがっかりさせたくないから、料理の質は落としたいくないな。

産地直送の新鮮な食材を使ったメニューは好評だから、食材の種類を増やした定期購買を条件に、産地の業者さんと仕入価格の交渉をしてみるよ。そのメニューをうちの看板にできれば、集客にもつながるしね。

経営計画の達成は最新業績の把握から毎月しっかりチェックしよう!



それは楽しみです! 社長の腕の見せ所ですね。普段から経営計画と実績のギャップを確認し、打ち手を考えて実行することが大切です。そのためにも最新業績の確認が重要になります。実は今、毎月の巡回監査の後、スマホに速報をお届けしていますので、ぜひチェックしてみてください!



忙しさにかまけてよくチェックできてなかったけれど、大事だね。これからは、スマホに速報が届いたら、すぐにPCで詳細を確認する習慣をつけるよ!



勘定科目をクリックすればドリルダウン機能で毎日の売上や、「いつ・どこに・いくら支払ったか」まで確認できます。今日見つけた課題を1つずつ実行に移して、毎月の成果と一緒に確認していきましょう。当事務所も精一杯サポートさせていただきます!

参考

スマホでサクッと最新業績を確認! 「月次決算速報サービス」

会計事務所による月次巡回監査が終了した後、月次決算の速報がスマホ・PCに届く「月次決算速報サービス」*がスタートしています。お届けする内容は次のとおりです。

- ①変動損益計算書(予実比較と前期比較)
- ②純売上高の内訳(純売上高に集計されている科目の内訳)
- ③この変動損益計算書から分かること(変動損益計算書の「純売上高」「限界利益率」「固定費」「経常利益」「月末棚卸高」に応じたコメント)
- ④売上高・限界利益・経常利益の推移(過去10期分+当期分の推移)
- ⑤自己資本比率の推移(過去10期分+当期分の推移)



デモサイトはこちらから
(令和7年1月1日現在)

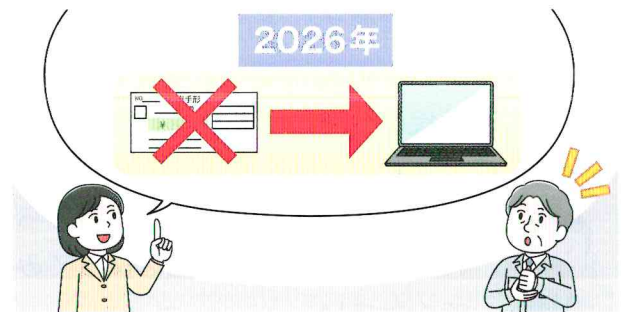
*利用には一定の条件があります。

2026年に紙の約束手形の利用が廃止されます 進めましょう! 決済手段のデジタル化

2026年をめどに、紙の約束手形の利用が廃止される予定です。そのため、政府・産業界・金融界では現在、インターネットバンキングや電子記録債権(でんさい)等への切り替えを推奨しています。資金繰り改善にもつながる決済手段のデジタル化。今こそ進めましょう。

「紙の約束手形の利用廃止」は「取引適正化」に向けた施策の1つ!

決済手段の1つである、紙の約束手形。約束手形を振り出して支払う側の企業(支払企業)にとっては、①現金での支払日を延ばせるため資金繰りに余裕ができる②金利が発生しないためコストが削減できる——といったメリットがあります。そうしたことから、「B to B」の企業間取引、とりわけ取引期間が長くなったり、取引金額が大きくなったりする傾向にある業種(卸売業や製造業、建設業等)に



おいて、紙の約束手形は便利な決済手段の1つとして広く利用され、商慣習にもなっていました。

一方で、約束手形を受け取る側の企業(受取企業)にとっては、前述した「支払企業にとってのメリット」の裏返しに関係にあります。

図表1 電子記録債権(でんさい)を利用するメリット

電子記録債権(でんさい)は、「でんさいネット」に参加している全国の金融機関で申込・利用できます。



詳しくはこちらから「でんさいネット」(令和7年1月1日現在)

支払企業のメリット	受取企業のメリット
コスト削減 ●費用は金融機関に支払う手数料のみ ●印紙や郵送料等は不要 ●手形発行作業に係る人件費も削減	コスト削減 ●領収書に貼り付ける印紙が不要 ●取引先への領収書郵送料が不要
事務負担軽減 ●Web上での支払情報の入力と上席者の承認のみで事務作業は終了 ●領収書の受け取りも不要にできる	事務負担軽減 ●取引先からの手形受取作業、取引先への領収書発行作業、金融機関への取立依頼が不要になる
リスク低減 ●現物が無いので紛失・盗難リスク、手形の誤封入、郵送遅延リスクがない ●災害時でも支払遅延がない	リスク低減 ●現物が無いので紛失や盗難のリスクがない ●災害時でも期日通りに資金受取ができる ●取立忘れがなくなる
支払手段の一本化 ●手形、振込、一括決済等、複数の支払手段をオンラインでまとめて一本化・効率化できる	資金繰りの円滑化 ●支払期日に自動入金される ●紙の手形のように裏書譲渡が可能 ●支払期日前に割引として活用することが可能 ●必要な分だけ分割して利用が可能

紙の約束手形のデメリット (受取企業)

- 現金が手元に入るまでの期間が長い。
- 支払期限前に現金化する際の割引料が高い
ため、実際に受け取る金額が減少する。

多くの場合、支払企業は仕事を発注する側であり、受取企業は仕事を受注する側、つまり仕事を請け負う立場 (下請の立場) にあります。こうした取引上の立場の違いもあり、紙の約束手形による支払いは、受取企業が資金繰りに苦しむ要因の1つとなっていました。

そこで、公正取引委員会・中小企業庁では、取引適正化 (特に、下請代金の支払条件の改善) を図るため、「2026年をめぐりに、紙の約束手形の利用を廃止する」との方針を打ち出しました。現在、産業界・金融界では、その実現に向けた取り組みが進められています。

原則は「現金による支払い」 手形と同等の機能を持つ電子記録債権も利用可

支払手段の1つとして紙の約束手形を利用している企業は、2026年までに、次のような支払手段に切り替えることが必要です。

1. 原則：現金による支払い
(インターネットバンキングによる銀行振込を含む)
2. 電子記録債権 (でんさい) による支払い

電子記録債権 (でんさい) は、紙の約束手形と同等の機能を持つ支払手段です。オンラインで手続き・決済が完了するため郵送や印紙も不要。割引や、必要な分だけ分割して利用できるなど、紙の約束手形よりも柔軟に資金化しやすい——といった特徴があるため、資金繰りの改善にもつながります (図表1)。

「下請法」違反のおそれ! 支払サイトは「60日以内」に短縮を

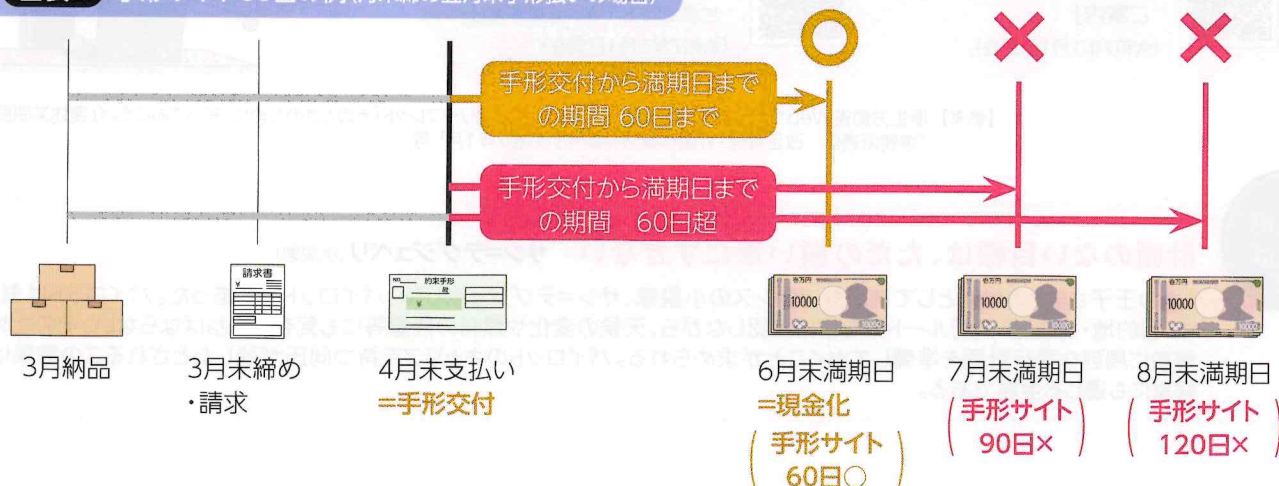
決済手段のデジタル化に加えて、もう1つ注意が必要なのは、その支払サイトです。2024年11月以降、下請法 (下請代金支払遅延等防止法) の運用ルールが変更され、交付から満期日までの期間が60日を超える約束手形、電子記録債権、一括決済方式 (ファクタリング等) による支払いは、業種を問わず、行政指導の対象*となりました (図表2)。

具体的には、公正取引委員会または中小企業庁等の職員による照会、実際に事業所に赴いた上での調査・確認、指導等の措置がとられます。

決済手段のデジタル化とともに、支払条件の見直しを検討しつつ、支払サイトの短縮が必要な場合には、新たに生じる運転資金の調達方法も考慮しましょう。

*行政指導の対象となるのは下請法適用対象の取引に限られます。

図表2 手形サイト60日の例 (月末締め翌月末手形払いの場合)



中小企業庁資料「交付から満期日までの期間 60日を超えていませんか?」を基に作成

全企業が対象! 改正育児・介護休業法が4月1日から施行されます



詳細はこちらから
厚生労働省Webサイト
(令和7年1月1日現在)

「男女ともに仕事と育児・介護を両立できる社会」を目指した改正育児・介護休業法が令和7年4月1日から段階的に施行されます。同法の適用対象は、原則として全企業。会社で働く従業員がより働きやすくなる一方、事業主にとってはさまざまな対応が求められるようになります。

4月から何が変わる? 改正育児・介護休業法の主なポイント

Point ① 子の看護休暇が見直される (小学校就学前→小学校3年生修了までに延長等)

子どもの病気・けが、予防接種・健康診断を理由に、親が看護のために取得できる「子の看護休暇」が「子の看護等休暇」に変更され、以下の見直しが行われます。

- 対象となる子の範囲の拡大：小学校3年生修了までに延長
- 取得事由の拡大：感染症に伴う学級閉鎖等や入園・入学式、卒園式を追加
- 労使協定の締結により除外できる労働者：週の所定労働日数が2日以下の労働者（「継続雇用期間6か月未満除外規定」の廃止）

Point ② 所定外労働の制限 (残業免除) の対象が拡大される (3歳未満まで→小学校就学前まで)

育児のために「所定外労働 (残業) なし」を希望できる従業員の対象が、「3歳未満の子どもを養育する」から「小学校就学前の子どもを養育する」に拡大されます。

Point ③ 育児・介護のためのテレワークの導入が努力義務に

3歳未満の子どもを養育する従業員・家族を介護する従業員が、テレワークできる対策を講じることが事業主の努力義務となります。

Point ④ 仕事と育児の両立に関する個別の周知・意向確認の義務化 (令和7年10月施行)

事業主は、①労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たときと、②労働者の子どもが3歳になる前の2回、始業・終業の時刻や就業場所、育児休業制度の利用等について、労働者の意向を個別に聴取し、かつ自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

Point ⑤ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等が義務付けられる

介護に直面した旨を申し出た従業員に対して、介護休業制度等について周知し、介護休暇の取得・所定外労働の制限等の介護両立支援制度等を利用する意向の確認を、個別に行わなければなりません。



厚生労働省Webサイト
「事業主の方への給付金のご案内」
(令和7年1月1日現在)



(独)中小企業基盤整備機構
「IT導入補助金(サービス等
生産性向上IT導入支援事業)」
(令和7年1月1日現在)



【参考】厚生労働省Webサイト「育児休業制度 特設サイト」、同リーフレット「そのときのために、知っておこう。介護休業制度」
「事務所通信 改正育児・介護休業法特集号」(令和7年1月) 等

今月のことば

計画のない目標は、ただの願い事にすぎない サン=テグジュペリ (小説家)

『星の王子さま』の作者として有名なフランスの小説家、サン=テグジュペリは、パイロットでもあった。パイロットは飛行中、目的地・現在地・飛行ルート等を常に確認しながら、天候の変化や燃料の残量等にも気を配らねばならない。そのため、事前に周到な飛行計画を準備しておくことが求められる。パイロットのキャリアを持つ同氏が残したとされるこの言葉は、経営にも通じる至言である。